

議案第 9 4 号

し尿処理に関する事務の受託について

地方自治法第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定により、し尿処理に関する事務を別紙規約のとおり受託することについて関係地方公共団体と協議するので、同条第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、議決を求める。

平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日提出

日進市長 萩 野 幸 三

提案理由

この案を提出するのは、し尿処理に関する事務の受託について、関係地方公共団体である愛知郡東郷町と協議する必要があるからであります。

日進市と愛知郡東郷町との間におけるし尿処理事務の委託に関する規約

(し尿処理施設の名称)

第1条 し尿処理施設の名称は、日進美化センターとする。

(事務の委託)

第2条 愛知郡東郷町は、し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を日進市に委託する。

(管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）のほか、日進市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、愛知郡東郷町の負担とする。

2 前項の経費の額、請求及び支払の方法及び時期については、日進市長が愛知郡東郷町長と協議して定める。この場合において、日進市長はあらかじめ委託事務に要する経費の見積に関する書類を愛知郡東郷町長に送付しなければならない。

(予算の執行等)

第5条 日進市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、日進市の予算において分別して計上するものとする。

2 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料等の収入は、日進市の収入とする。

3 委託事務の管理及び執行に係る経費は、毎年度、清算を行うものとする。

(決算の通知)

第6条 日進市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表するときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を愛知郡東郷町長に通知するものとする。

(条例等の公表等)

第7条 日進市長は、委託事務の管理及び執行について適用される日進市の条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ愛知郡東郷町長に通知しなければならない。

2 日進市長は、前項の規定により条例等の制定又は改廃を行った場合においては、直ちにその旨を愛知郡東郷町長に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、愛知郡東郷町長は当該条例等を直ちに公表しなければならない。

(連絡会議)

第8条 日進市長と愛知郡東郷町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じて連絡会議を開くものとする。

(委託事務の廃止)

第9条 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収

支は廃止の日をもって打ち切り、日進市長が決算する。この場合において、剰余金が生じたときは、速やかに愛知郡東郷町長に還付するものとする。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、日進市長が定める。この場合において、日進市長は愛知郡東郷町長に協議するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。

(条例等の公表)

2 愛知郡東郷町長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する日進市の条例等が愛知郡東郷町に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。